

請求誤り・取り下げ・過誤調整関連

No. 質問	回答
<p>1 国保連合会に今月請求した内容に誤りが発覚した。請求をやり直したいが、どのようにしたらよいでしょうか。</p> <p><誤りの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算をつけ忘れた 	<p>請求受付期間（1日～10日）は、事業所側の操作で請求のやり直しが可能です。（10日を過ぎた場合、この操作はできません。月末に、支払・返戻通知が届くまでお待ちください。）</p> <p>返戻等一覧表で通知された場合は、翌月以降に、内容を修正した明細書を月遅れ請求してください。</p> <p>返戻等一覧表で通知されなかった場合は、審査を通過し、実績が確定した状態です。内容を修正したい場合は、①過誤調整依頼書を該当市町村へ提出して一旦取り下げた後、②連合会へ再請求してください。</p>
<p>2 過誤調整の全体的な流れや、同月過誤と通常過誤の違いを教えてください。</p>	<p>国保連合会のホームページをご覧ください。</p> <p>障害福祉支援事業所の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過誤 ▶ （障害）過誤調整について
<p>3 過誤調整を行った明細書は、いつ再請求できますか。 (通常過誤の場合)</p>	<p>過誤処理終了後、請求受付期間（毎月1日～10日）に月遅れ請求してください。</p>
<p>4 過誤処理が終了したことはどのようにして確認できますか。</p>	<p>国保連合会での過誤処理終了後、翌月末頃に『障害福祉サービス費等過誤決定通知書』として事業所へ通知します。</p>
<p>5 過誤調整依頼書を市町村に提出しましたが、数か月経っても過誤決定通知書が送付されません。</p>	<p>過誤調整依頼書提出先の市町村にお問い合わせください。なおもご不明な場合は、国保連合会へお問い合わせください。</p>